

中央区築地市場跡地地区等駐車地域ルール及び築地場外市場荷捌きルール連絡調整会設置要綱

(設置)

第 1 条 築地市場跡地地区及びその周辺における駐車地域ルール並びに築地場外市場における荷捌きルールを策定することを目的に、必要な連絡及び調整を行うため、築地市場跡地地区等駐車地域ルール及び築地場外市場荷捌きルール連絡調整会（以下「連絡調整会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡調整会は、次に掲げる事項について連絡及び調整を行う。

- (1) 築地市場跡地地区及びその周辺における駐車地域ルールに関すること。
- (2) 築地場外市場における荷捌きルールに関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、連絡調整会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡調整会は、区長が委嘱し、又は任命する 2 3 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 学識経験を有する者 3 名以内
- (2) 地域住民の代表者 5 名以内
- (3) 商工業関係の代表者 2 名以内
- (4) 都市整備に関する事業を行う団体の代表者 1 名以内
- (5) 民間開発事業者の代表者 2 名以内
- (6) 関係行政機関の職員 6 名以内
- (7) 区の職員 4 名以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及びその職務)

第 5 条 連絡調整会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、連絡調整会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 連絡調整会は、会長が招集する。

(定足数)

第7条 連絡調整会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 連絡調整会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(連絡調整会の公開)

第9条 連絡調整会は、公開とする。ただし、会長が適当でないとき、この限りでない。

(部会等の設置)

第10条 連絡調整会は、第2条各号に定める事項について必要な検討及び協議を行うため、部会等の下部機関を設置することができる。

2 部会等の運営その他必要な事項については、規約で定める。

(庶務)

第11条 連絡調整会の庶務は、都市整備部基盤事業調整課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会の運営に関し必要な事項は、都市整備部都市活性プロジェクト推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。